

大正デモクラシー期の教育政策に関する一考察

類 家 友 富

はじめに

大正時代について、明治が日本の興隆期で富国強兵・殖産興業に営々として努力を積み重ね、近代化を遂げた時代とすれば、昭和前半期は血

なまぐさい戦争とファシズムの時代であり、大正は二つのきびしい時代にはさまれた束の間のやすらぎの時代であるという見方、あるいは、大正デモクラシーといえは専制的明治憲法体制を外面的に修飾しただけで、昭和のファシズムにたあいもなく踏みつぶされたブルジョア自由主義の徒花である⁽¹⁾という見方がある。いずれにしても大正時代は「明治と昭和の谷間」⁽²⁾であるとする見方が大勢を占めている。とはいえ、戦後三十年、定着したかにもえる民主主義を問い直すとき、大正デモクラシーを欠くことはできず、また戦後民主主義をさしたる混乱もなく受け容れることができたのは、大正デモクラシーの素地があったからである。

大正デモクラシー運動は初期において、ブルジョアや知識人の指導によるものであったが、これを支えた大きな力は一般民衆であったし、階級的自覚の後の民衆は自らの力によって運動を行なったのであり、一部

知識人たちだけのものではなかった。しかも運動は政治上だけでなく、社会上・経済上・文芸上、そして教育上等多方面における広汎なものであった。

この大正デモクラシーの一つの特徴は、明治・昭和が国家への統合性の強い時代であるのに比し、国家の緊縛力が比較的ゆるい時代であり、より個人の自由に重点がおかれた貴重な時期であったといえる。個性尊重を標榜する「新教育」はまさに、それまでの国家至上主義的立場にたつ官製指導の画一的教育から脱却し、個人の自立性を確立しようとする自由教育であり、教育上のデモクラシーの象徴であった。

デモクラシー運動は、第一次世界大戦後、普選運動と共に高揚期を迎え、急激な浸透を見せた社会主義運動と、ときには提携ときには反撥という関係をもちながら進行し、都市労働者は勿論、農民の間にもひろがり、政党政治の時代を迎え議会制民主主義も軌道に乗るかに見えた。しかし大正デモクラシーは、治安維持法と引き替えに普選挙権を得たに過ぎなかった。

デモクラシーを抑えたものは何か。今日、大正デモクラシーと戦後民主主義が比較され論ぜられる所以もここにあるのではないだろうか。この考察においては、デモクラシーを抑止する教育政策のほんの一面について、歴史の流れに沿って追ってみたい。

一 大正デモクラシー期の概観

研究者の多くは、大正デモクラシーを「政治をはじめ、ひろく社会・文化の各方面に顕著にあらわれた民主主義的傾向をいうのであるが、これを生みだしたものは、基本的にいって広汎な民衆の政治的・市民的自由の獲得と擁護のための諸運動⁽³⁾」⁽³⁾ととらえ、明治三八年の日露講和反対を契機とする民衆闘争を、大正デモクラシーの出発点としている。この闘争は、政治的・市民的自由、言論集会の自由を奪う藩閥官僚政府の専制に反対する都市の小市民・労働者の力を新聞や政治家が組織し指導して、民主主義的改革の闘争に導いたものであり、その主力は民衆であった。

陸軍の二個師団増設の要求を拒否したことに端を発した大正元年、大正政変での第一次護憲運動の先頭に立ったものは進歩的な新聞雑誌であったが、運動の主力は民衆——小商人・サラリーマン・労働者・学生等——であった。議事堂を包囲した民衆の力に、遂に桂内閣は倒れた。

第一次世界大戦とロシア革命が日本に与えた影響は、まことに著るしいものがあつた。ロシア革命は、強力な専制政治がもろくも倒れたことにより、日本の支配層に大きな衝撃と不安を与えた。第一次世界大戦は、ドイツ軍国主義に対する連合国側デモクラシーの勝利であると評価

され、デモクラシーが時代の風潮となり、民主主義・自由主義・社会主義・共産主義・サンディカリズム・無政府主義など、さまざまな西欧思想の流入が相ついだ。さらに大正七年に起つた米騒動は、時の軍閥官僚を震え上がらせ、進歩的知識人と少壮政治家を勇気づけた。⁽⁴⁾『大正デモクラシーの底流』のなかで、鹿野政直氏は、「一九一八年夏のこの米騒動は、社会運動にあらたな地平をひらいたとされる。一九一〇年のいわゆる大逆事件の検挙ののち逼塞状態に近かつた社会運動は息をふきかえした。年表をくってみると、友愛会の総同盟への転換、労働争議・小作争議の激化、家賃値上げ反対・借家人同盟の結成などが相ついだのち、一九二二年における全国水平社・日本農民組合・日本共産党・学生連合会のそれぞれ結成へとたどられる。それとともに米騒動は、このような展開への、参加者個人々々における回心の契機をなす場合も少なくなかつた」と、米騒動——第一次世界大戦の終結を契機として、現状打破を渴望する「改造」の声の強まりと、その激しい動勢について述べている。⁽⁵⁾

政友会内閣を成立させた大正七年秋から八年、九年が進歩的知識人・政治家と民衆が連携してデモクラシーを推進した絶頂であった。その連携は大衆的な普選運動の高揚に典型的に表現されていた。しかし、これまで民衆を指導してきた政党の幹部は、眼前に見た民衆の力に對し、その革命的成長を恐れ、警戒しはじめた。再び鹿野氏によれば「米騒動は、国家のがわにとつてもあらたな警鐘としてなりひびいた。原敬の内閣首班としての登場と、その内閣のもとでの森戸事件や、内相床次竹二郎による浪曲の振興などをつうじての思想「善導」や、大日本国粹会の育成

は、警鐘をきいての支配層の対応を示している。(中略) そうして寺内内閣のときからはじめられていた臨時教育会議の答申と建議は、たんに米騒動への対応ではないにせよ、ロシア革命の影響をふくむ戦後思潮への警戒心にみちていた」と。

大正十年以降の恐慌は、労働争議をはじめとして国内不安を一層ふかめ、思想的には、デモクラシーをはじめとする革新思想が活発化した。これまで連携してきた政治家・ブルジョア政治家は権力と妥協し、労働者農民はこれと対立する労働者階級、農民階級とそれぞれの階級的性格を鮮明にしはじめた。危機意識を深めた支配層は、大正十二年の関東大震災を契機に、社会主義者をほふり反動的となった。

大正十四年いわゆる護憲三派の政党連合が清浦内閣を倒して連立内閣をつくり、男子普通選挙法を制定し、民主主義へ大きく進むかに見えたが、彼らは同時に、民主主義を抑圧するべく治安維持法を制定し、以後の日本に暗雲を垂れた。

二 閉塞の時代

日露講和反対以後、藩閥官僚政府の専制に反対し、天皇制改革・政党内閣・男子普通選挙を求める民主的改革の声の高まりつつあった明治三十九年、西園寺内閣の牧野文部大臣訓令『学生生徒ノ風紀振肅ニ関スル件』が出された理由は、当時、学校教員・学生の間自然主義・個人主義や社会主義思想が広まり、天皇制イデオロギーを奉ずる支配者に脅威を与えたからであった。訓令は「近来青年子女ノ間ニ往々意気銷沈シ風紀頹廢セル傾向」があり「修学中ノ者ニシテ或ハ小成ニ安シ奢侈ニ流レ

或ハ空想ニ煩悶シテ処世ノ本務ヲ閑却スルモノアリ甚シキハ放縱淫靡ニシテ操行ヲ紊リ恬トシテ恥チサル者」があるのは、家庭の監督・学校の規律が弛緩しているからであるとし、このような社会の風潮の時には「青年子女ニ対スル誘惑ハ日ニ益々多キヲ加ヘムトス就中近時発刊ノ文書図画ヲ見ルニ或ハ危激ノ言論ヲ掲ケ或ハ厭世ノ思想ヲ説キ」教育上有害である故「学生生徒ノ閲読スル図書ハ其ノ内容ヲ精査シ」悪影響の虞あるものは「学校ノ内外ヲ問ハス敵ニ之ヲ禁遏」すべきである「又頃者極端ナル社会主義ヲ鼓吹スルモノ往々各所ニ出没シ種々ノ手段ニ依リ教員生徒等ヲ誑惑セムトスル者アリト聞ク若シ夫レ斯ノ如クシテ建国ノ大本ヲ藐視シ社会ノ秩序ヲ紊乱スルカ如キ危険ノ思想教育界ニ傳播シ我教育ノ根柢ヲ動カスニ至ルコトアラバ国家将来ノ為メ最モ寒心スベキナリ事ニ教育ニ当ル者宜シク留意戒心」⁽⁶⁾して害悪を未然に防ぐよう心掛けよと、自然主義・社会主義に対する思想統制を行なった。これを受けて知事は、管内の学校に学生の読書の取締りなど思想対策を指示している。明治四一年成立の第二次桂内閣は社会主義対策を掲げ、小松原文相は、直轄学校に修身科設置を強行したが、厳禁されていたはずの学校騒動は、明治四二年の五月から七月の三か月に二三件を数え、それまでの五年間に比べて最大の頂点に達した。⁽⁷⁾

四二年には、忠君愛国こそが我が国体の精華であるとする国家主義にとつて、相容れることのできない新思想が教育界にも浸潤伝播する恐れがあるとみて、文部省は特に直轄諸学校の修身教育に意を用い訓令を発して、其の向うべき所を示した。⁽⁸⁾

「是等諸学校ノ生徒ハ既ニ中学校以下ニ於テ修身教育ヲ受ケタルモノナリト雖道德上ノ觀念尚堅実ヲ欠キ各種ノ誘惑ニ陥リ易ク德育上最モ注意ヲ要スル時期ニ属ス故ニ自今直轄諸学校ニ於テハ一層力ヲ修身ノ教育ニ致シ定時ニ修身ノ教授ヲ為スノ外必要ニ応ジ随時訓誨ヲ施シテ生徒ノ道義的觀念ヲ鍊成シ以テ実践躬行ノ意志ヲ強固ナラシメンコトヲ要ス又学校長及教官ハ常ニ協心戮力シ躬ヲ学校德育ノ中心ト為リテ生徒ヲ薰陶シ以テ教育勅語及戊申詔書ノ聖旨ヲ貫徹セシムコトヲ努ムベシ」

と修身教育に力を注ぐことによつて、教育勅語に基づく国民道德を養成することを指示し、さらにこれを通して新思想に対処しようとした。四年、大逆事件の検挙が行なわれ、社会主義に対する取締りは一層厳しくなり、これを反映して東京府知事の師範学校長宛内訓が示された。⁽⁹⁾

「曩ニ社会主義無政府主義等ニ関シ生徒訓育上特ニ注意ヲ要スル事項ニ就キ内訓スル所アリ……

惟フニ師範学校ハ国民教育ノ源流ナルヲ以テ能ク其ノ期待スル所ノ目的ヲ達シ不健全ナル思想ノ為ニ我国道德ノ根柢ヲ危ウスルカ如キコト無カラシメンニハ益々力ヲ師範教育ノ改善ニ注キ職員ヲシテ主トシテ訓育ノ効果ヲ挙ケンコトヲ旨トシ……薰陶其ノ宜シキヲ得テ最モ適良ナル教員ヲ養成センコトヲ努メ又修身科ハ生徒各自ノ人格ヲ修メシムルト共ニ小学校ニ於ケル修身教授及訓育ニ必要ナル素質ヲ与フヘキモノ……」

このように師範教育における喫緊の目標は、国民道德思想の振興であ

り、小学校における修身教授及訓育指導によつて、危機に面した国民思想を建て直そうとした。

内務省による自然主義文学書、社会主義思想書に対する取締りは厳しさを増し、図書館での貸し出し禁止或いは発禁処分にするなど対策を講じた。文部省も亦学校図書館の取締りを命じ、ことに教員が社会主義書を手にしないうよう厳重に警戒させたのである。他方政府は忠君愛国を叩きこんである小学校教員を動員し⁽¹⁰⁾、青年の思想善導を図り、また小学校教員を優遇する教員政策をとつて社会主義思想蔓延に対処した。

これまでみてきたように、日露戦争後から大正の政変により、第三次桂内閣が倒れるまでの期間における、支配層の教育政策は、忠君愛国の国民道德を掲げての国家統制であり、強い弾圧が加えられた閉塞の時代であった。

三 臨時教育會議

大逆事件以来、社会主義運動に対しては厳しい取締りが加えられたにもかかわらず、資本主義の急激な進展により、収奪されてきた農民・労働者・小工業者の不満の高まりは、国民的政治運動となり、政党と結んで桂内閣を倒した。この大正政変にあたって、憲政擁護運動に結集された民衆は、警視庁の『大正二年二月騒擾事件記録』によつてみると、「大正二年一月同志記者外一七ヶ団体連合政談演説会聴衆約一千余名、其の約半数は学生にして幾分商人風の者を交ふ」「一月全国青年大会約七百名にして青年学生其の大部分を占む」「二月第三回憲政擁護政談大演説会約一万三四千、聴衆は青年学生が半数を占め、官吏会社員の徒亦尠か

らず商人農民労働者亦諸所に散見せられ殆んど凡ての階級を網羅⁽¹¹⁾しており、民衆の政治的自覚が進み、再びデモクラシー運動が燃え上った。このことを裏づけるように「大正の代に入り所謂憲政擁護閥族打破の名辞の如き、桂内閣、山本内閣倒潰の爲めにせし民衆運動の如き最著しき自由民権的思想換言すればデモクラシー的思想の発露にして国民思想上一時期を劃するの觀ありしが、大戦後漸次デモクラシーの議論も盛んとなり、殊に大正六年春、ロシアの革命と亜米利加の参戦に依り、過激派主義と亜米利加主義とのデモクラシーは滔々として我国にも寄せ来り、或は之に棹し、之を利用せんとし、或は之を堰拒せんとして、我国思想会（我国のみならず世界を通じての事実なるも）未曾有の奮闘苦悶、混乱を呈せること否む能はざる事実なり。而も此の間、国民教育の普及と新聞雑誌の勢力の増大とに依り、所謂自由思想の如き漸次内発的のものとなりつつあるを忘るべからず⁽¹²⁾」と内務省警保局も認める大正デモクラシーの高まりであった。

思想的・政治的危機を感じた支配層は、教育改革によって「国家思想の涵養」「国民道徳の養成」そして「国民道徳の充実」を期待した。これが軍閥官僚内閣である寺内内閣による臨時教育会議であった。この会議の指導理念は、

「……国家ノ隆替ハ教育ニ至大ナ關係ヲ有スルト思ヒマス、ソノ施設宜シキヲ得マシタナラバ以テ皇運ノ隆替ヲ為シ国威ヲ宣揚スルコトヲ得ルデアラウト存ジマス……欧州ノ大戦勃発以來交戦列国ハ、兵馬倥偬ノ間ニ処シ、尚且ツ教育上ノ施設ヲ怠ラヌヨウデアリマス……」

我帝国ハ現在ニ於テ兵火ノ惨毒ヲ被ルコトガ与国ノ如ク甚大デナイト思ヒマスガ戦後ノ經營ニ関シテハ前途益々多難ナラムト思ヒマスルノデ、比時ニ際シマシテ一層教育ヲ盛ニシテ国体ノ精華ヲ宣揚シテ堅実ノ志操ヲ涵養シテ自彊ノ方策ヲ確立シマシテ以テ皇猷ヲ翼賛シ奉ラヌケレバナラヌト存ジマス。教育ノ道デハ多端アリマスルガ国民教育ノ要ハ徳性ヲ涵養シ知識ヲ啓発シ身体ヲ強健ニシ以テ護国ノ精神ニ富メル忠良ナル臣民ヲ育成スルト云フコトガ本旨デアラウト思ヒマス⁽¹³⁾」

という寺内首相の開会訓示に表われている。要するに、日本がさらに帝國主義的な発展を遂げていくには、天皇制国家に忠実な臣民強い兵士の養成にあるのであり、このために教育全般にわたり検討を加えなければならぬということである。この訓示には教育政策に関する明らかな軍部の指導介入がみられ、軍国主義への方向が伺われる。

この臨時教育会議は、これより前の教育調査会（大正二年設置）よりも一段と有力な内閣直属の諮問・調査・建議の機関として、しかも「上諭」によって公布された。このように異例な形をとったのは、この会議をして慎重且つ真剣ならしめることと、たとえ内閣が更迭しても、この会議で決めたことはあくまでも之を尊重して、次の内閣も亦之を実行する責任を負うようにとの政府当局の用意であった⁽¹⁴⁾。

保守官僚・軍閥の代表・教育官僚代表によって構成されたこの会議の性格は、二つの建議『兵式体操振興ニ関スル建議』及び『教育ノ効果ヲ完カラシムベキ一般施設ニ関スル建議』に如実に示されている。小学教

育はいかにすべきかという諮問に対する論議においての各委員の発言は、徳育の養成・人格の養成、そして大和魂の養成にあった。一朝有事の時に、国防を完うするためには国民皆兵という覚悟でやらなければならない。それには、徳育の養成、人格の養成、大和魂の養成を図らなければならない。この事は、これからの教育の大事業としなければならぬ。このため、最も基礎教育である小学校より始めるべきである。しかも国民皆兵ということから、義務教育六ヶ年の国民教育では不足であり、八ヶ年に延長すべきであるという意見も出された。さらに、小学校における国民教育を社会教育で補い、これを軍隊教育で完成するという図式をつくりあげた。この具体的な方策として、小学校教育に兵式体操を採用することが緊急の要務であると結論した。第一次世界大戦の経験から、これからの戦争は国力を総動員しての戦いとなることを痛感した軍部・支配層の危機感が、小学校教育についてこのように積極的に軍国主義的教育政策をとらせたといえることができる。

この『兵式体操振興ニ関スル建議』は、こうして、大正七年度から、従来師範学校卒業生は六週間現役であったものが一年現役制度になり、さらに大正一三年から開始された『陸軍現役将校学校配属令』、翌年の『青年訓練所令』の公布によって、学校教育と社会教育の両面にたいして軍事教育の実施を導いていった重要な政策であった。

『教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議』は、第一次大戦ロシア革命の影響によるデモクラシーの風潮、シベリア出兵の失敗、そして増大する労働争議、小作争議、さらには米騒動という、階級の対

立抗争による不安な世情が、支配層・軍部に、国家主義的国民思想を養成する必要を痛感させたことによる。建議は、

「……学校教育ノ効果ヲ完全ニ収メムトセハ同時ニ社会ノ状態ヲ改善セサルヘカラス」……「欧米ノ文物制度ノ移入ハ……他ノ一面ニ於テハ主トシテ物質偏重ノ弊ニ因リ国民思想ノ整飭ヲ失シ醇美ノ風敦厚ノ俗次第二頽敗セムトスルノ勢ヲ呈スルニ至レリ……」「建国ノ精神ニ基キ正義皇道ニ依リ世界ノ大勢ニ処スルカ如キ社会ノ協調ヲ図リ一般国民ヲシテ生活ノ安定ヲ得シムルカ如キ即チ是ナリ之ヲ要スルニ前述ノ趣旨ヲ貫徹シ現下ノ状勢ヲ改善スルニアラスンハ教育ノ効果得テ望ムヘカラス須ク朝野一致協同シテ事ニ……」⁽¹⁵⁾

と、学校教育によって国民思想を養成するには、あらゆる方面の協調が必要なのであるとしている。要するにこの建議は、国民道徳の振興、思想言論出版の抑圧制限を意図し、国家主義的イデオロギーによる思想統一を目的としていることが明らかである。この建議に対し多くの批判がなされた。吉野作造は「国民の思想を統一しようとするならば、まずもって貧富のはげしい差異や国民の痛切に感ずる社会的不満を解決しなければならぬ」と鋭く論難している。⁽¹⁶⁾

これまでの伝統的な記憶・万能の画一的な教育に対する批判、改革必要の声は、資本主義の高度化と、それに伴う社会構造の変質によるものであり、また第一次世界大戦の経験によっても、科学的知識の重要性が認識され、時勢のおもむくところ教育改革がなされなければならなかった。このことは臨時教育会議の重要な仕事のひとつであった。この動向

は、デモクラシーの風潮とあいまって、全国各地に教育研究の会を作らせ、自主的な研究活動が活発に行なわれ、新教育運動¹⁷が展開された。新教育はいずれも子どもの個性や自己活動を尊重する教育であり、まさに大正デモクラシーの思潮を反映するものであった。この新教育運動は、大正末期から停滞現象を示すが、それは一つには、国家権力や保守勢力による抑圧や弾圧を受けたからであり、今一つは、新教育自体の限界、即ち天皇制体制内の自由教育であったのであり、真の個人主義・自由主義を基礎とするものでなかったからである。

以上の二つの建議は、いずれも第一次世界大戦後の思想問題について何等かの措置を講じようとしたものであったが、米騒動が原因の政変により寺内内閣の総辞職となり、二つの建議はそのままに差置かれた。後に岡田が再び文部大臣となった時、大いに兵式教練を奨励し、青年訓練を実施したのはこの建議案の精神によったものである。¹⁷⁾

尚臨時教育会議の答申をうけて、大学令・高等教育機関拡充六ヶ年計画がつくられ、高等教育の大拡張をすすめブルジョアの要請に答えたが、同時に国家思想の養成を強調することも決しておろそかにしなかった。臨時教育会議の精神は、この後の我が国の教育政策の基本的な姿勢となった。

四 臨時教育行政調査会

大正七年に成立した原内閣はブルジョアジーの要請に答えて行なわれた高等教育機関の大拡張を押し進める一方、国民大衆の教育機関である義務教育費削減方策を意図した。

時の中橋文相によれば、文教の当面の問題は、政治教育工業教育の普及発達につとめるべきである。それは、これまでのような単なる国家主義の教育でもってしては、大戦後の国際的資本主義経済の激烈な競争にのり出しては行けない。そこにはもっと実際の政治教育・工業教育が必要であるとの発想であった。高等教育機関拡充六ヶ年計画によれば、向う六ヶ年に高等学校一〇校、高等工業学校六校、高等農林学校四校、高等商業学校七校、外国語学校一校、薬学専門学校一校の合計二九校の新設と既設の高専大学の規模の拡張という大計画であった。¹⁸⁾これに対し

て世論及び議会は、国民教育の充実を怠り、高等教育を拡張すれば、当然ながら労働者細民の反感がおこる。義務教育国庫負担額増額の声が多くなっているときに、多数国民とは直接何らの関係のない高等教育機関の増設拡張に汲々としてるのは、国民多数の意志に反するものであり決して得策でない¹⁹⁾と批判をうけた。大正八年、デモクラシー運動の高まりの中で与謝野晶子はその著書『激動の中を行く』において「大多数の日本人を無学無産の第二次的国民として蔑視する階級思想と、日本の政治・学問・財力の何れをも少数者の権利のために独占しようとする専制思想」に批判を加え「すべての個人が、人類の文化的創造に平等に参加すべきである」として、「家庭も、学校も、工場も、営利会社も、兵営も、官衙も、個人の商店も、恋愛も、教育も、道徳も、そして労働も、すべて民主主義化される必要がある」と力説している。この考えを支持したのは、都市を中心とした会社員・官公吏・教員・弁護士・学者・芸術家などの小市民であり、その多くは有識無産階級であった。従って彼

らは、独占段階に入った資本主義下における特権階級本位の社会のしくみの非合理性に対し、批判者の立場に立ってきたのであり彼等は、与謝野らの批判に共感をしめたのである。⁽²⁰⁾しかし原内閣は姿勢を変えず、却って義務教育費削減政策を企図し、大正十年臨時教育行政調査会を設け、補助教員・専科教員を整理すること、二部教授三学級二教員制を採用せんがための調査を進めた。小学校長の中には、政府の意図に賛成し、三学級二教員制の長所を主張する者もあったが、委員の内部にも批判があり、調査会の案が世間に漏れてくると、反対運動が一段と活発になり、教育界のみならず新聞も一せいに反対の論陣をはった。批判と反対は野党である憲政会はもちろんのこと、政友会内部にもおこってきた。

この政策は、原首相暗殺によって所期の目的を達することなく終わった。原内閣の性格は、教育の振興を掲げたのも、我が国資本主義の国際競争力を強め、帝国主義推進のための高等教育拡大には経費を支出しても、国民教育には安上りの費用でその目的を遂げようとしたところに、階級的性格をみることができるといえる。

五 思想善導

大戦による物価騰貴は殊に小学校教員の生活を圧迫していた。この頃デモクラシー思潮はさらに高まり、労働組合が盛んにつくられ、労働争議も増大していた。こうして教育界にも増進要求が高まり、組合結成の動きが起り、大正八年には日本教員組合啓明会が結成され、以後続々と組合が結成された。大正十年、労働者に階級的立場を自覚させ、権利を

主張し団結することによって階級矛盾を克服することを教育する目的で、「日本労働学校」がつくられた。やがて各地にもこうした機関がたらくれ、労働者教育が展開された。

これと並んで、農民の間にも農民組合がつくられ、農民に対する教育活動も展開された。これらの労働運動は、学校教育や社会教育に対してもきびしい批判を加えていった。たとえば、総同盟は「教育制度の民主化」を要求し、官製の普通教育が「無産階級の子弟を毒する」ものであると指摘した。このような立場から彼らは、運動の過程で公教育制度のわく外において独自の階級教育を行なうものも出てきた。新潟県の木崎小学校は、当時の農民の生活と教育要求に基いてつくられた農民運動と教育との結合を示すものであった。⁽²¹⁾

大正十年以降は、労働争議をはじめとして国内不安が一層深かまり、デモクラシーをはじめとする革新思想が活発となり、支配層の危機意識を強めた。この時期には、学者・文人による主張・論文は、これまでのようなデモクラシー論よりも社会主義思想の研究論争が主流となってきた。大学高専の学校においても社会主義思想を研究する諸団体が続々と成立している。革新思想の影響は、やがて小中学校の児童生徒にも及んでおり、文部省は「児童生徒の思想行為並に訓練に関する調査」をさせるほどであった。この調査を小学校についてみると、

「現代思想に直接間接に係る社会主義デモクラシー・ストライキ・サボタージュ・労働問題・普通選挙・階級打破・改造・自由平等・個人主義・民力涵養・社会奉仕・婦人問題等の語彙が何の位見

童の記憶に存するかを調ぶるに、農村地方に於ては是等新思想に關係ある語彙を知れるものが少く、都市及之に近き町村に於ては著しく其の数を増すのが一般である」

とし、東京市などにおいては、正解者と半解者とを加えると六七割に達する学校があることを明らかにしている。そしてこれらの語彙をどこで知ったかについては、ある学校（高等小学校）における調査の結果をみると、学校が五九九人、家庭二八〇人、社会（漠然と人から聞いたというもの）四三一人、新聞雜誌書籍が一五一八人であったという。⁽²²⁾これらの思想が行為にあらわれた具体的実例としてつぎの項目をあげている。

(1) 個人主義思想が瀾漫した結果自然に影響されたと認めらるる事項

(イ) 何事も自己中心的に考える傾向が増したこと。

(ロ) 長上に対する服従敬愛の念が減退したこと。

(ハ) 一般に神仏乃至偉人に対する崇拜の念が乏しくなったこと。

(ニ) 敬神崇祖の美風が幾分薄らいだ傾があること。

(2) 略

(3) 自由思想に影響されて居ると認めらるる事項

(イ) 規律ある行為を喜ばず、放縦となり、謹直の念を欠く傾があること。

(ロ) 義務より権利を主張する風が大となったこと。

(ハ) 著しく個人的となり、奉仕の念薄く、公共物愛護の精神が弱くなったこと。

(ニ) 公共心が減じ、団体的義務心が薄くなったこと。

(ホ) 行為の善悪に関せず、同意見者を集め、輿論の喚起に努め、又附和雷動せんとする傾向があること。

(ヘ) 批評的野次の気分多く、重厚且堅実なる性質が乏しき嫌があること。

これらの思想傾向ならびに行動に対する策として、つぎのような事項が重視された。

(1) 個人主義思想に対する注意及び施設事項

(イ) 教育勅語の趣旨の徹底を図り、常に其の実践を指導すること。之が為めには記念日を設定し、或は実践反省を設定し、専ら之が実践躬行に努めること。

(ロ) 国民道徳の徹底に努めること。之が為めには平素の授業は勿論、朝会訓話、合同訓話、儀式及び記念日の講話等に於て、常に国体の尊厳なる所以を体得せしめ、国民思想の涵養に努めること。

(ハ) 敬神崇祖の念の涵養に注意すること。

(ニ) 右の三項に関する目的を徹底せしむる為めに特に施設して居る事項

1 朝会の際伊勢大廟又は宮城の遙拝をすること。

2 御真影奉安所に向つて敬礼すること。

3 神社に参拝、神苑の掃除をなさしめること。

4 入学及び卒業の際之を神社に奉告すること。

(ホ) 思想の善導、徳性の涵養には家庭と聯絡を保つことが大切である。

(2) 略

(3) 自由主義の思想及び行為を善導する為めの注意及び施設事項

(イ) 常に冷静に思考し、合理的に批判する態度を養うこと。

(ロ) 自治的訓練の指導に注意すること。

(ハ) 公共生活に慣れしめ、秩序と奉公の精神を涵養すること。

(ニ) 他律的・外部的規正を脱し、自治自発的行為に誘導すること。

(ホ) 自由の本旨を明にし、我儘と混同せざらんことに留意すること。

(ヘ) 自由意志による服従心を養成することに努めること。

(ト) 反省日を定めて反省せしめること。⁽²³⁾

以上が小学校に関するものであるか、同様な調査は中学校においても行なわれており、文部当局か、革新思想対策にいかん大童であったかが伺われる。この調査に対し、石戸谷哲夫氏は『日本教員史研究』の中で「これはとりもなおさず、教員たちの思想調査でもあった。また新思想に対する当局者の理解の程度ないし態度が、調査結果に対して示された当局の解釈において露呈されているという点では、文部省自らの思想調査でもあった。調査結果に鑑みて、文部当局は、小中学生の動向にはおむね安心したが、しかも教員の動向には深い関心を払っていた」と評している。大正九年十月の全国師範学校長会議に於て、中橋文相は思想善導について「此の際外来の思想中国国家国民に悪影響を及ぼすが如きものは、飽くまでも之を防止すると同時に、国情に合致する思想は之を援引善導致しまして、尊厳無比なる我国体を擁護し、益々国運の発展を図らなければならぬ」、「殊に国民道德の根柢を為すの忠君愛国の志操を涵養する事に主力を傾倒」せよと説いている。⁽²⁴⁾これをうけて、青山師範学

校は「時勢の影響及び訓育」として次のように記録している。

教育ニ関スル勅語ハ我カ国民道德ノ大本ナレハ国民教育者ノ養成ヲ任務トスル当校ニ在リテハ殊ニ生徒ヲシテ強固ナル信念ヲ以テ聖旨ヲ遵奉シ実践体得セシムル様指導ニ力ム、故ニ講堂ニハ忠孝至誠ノ二大額面ヲ掲ゲテ修徳ノ根本ヲ知ラシメ修身教授ヲナスニ当リテハ毎時先一同生徒ヲ起立セシメ某生徒ヲ指名シテ教育勅語ヲ奉読セシメ且時々之レヲ暗写セシム又修身教授、訓話訓誡ヲナス場合ニオイテハ教育勅語若クハ成申詔書ヲ引証シテ其感ヲ深カラシム、尚教育勅語ヲ基本トシテ道德思想ノ善導ヲ図ルガタメ左ノ諸項ヲ執行セリ

一、忠君愛國ノ精神ヲ涵養スルガタメ特ニ左ノ事項ヲ行フ

(イ) 皇室ノ御吉凶ニ際シテハ職員生徒沿道ニ堵列シ又宮城若シクハ

青山御所ニ伺候シ慶弔ノ誠意ヲ奉表セリ

(ロ) 陛下及皇太子殿下ガ青山通りヲ御通御ノ際ハ必ず門前ニ職員生徒及び児童全部堵列シテ奉送奉迎セリ

(ハ) 本年七月十七、十八日ノ両日ニ渉リ職員生徒一同明治神宮御造営ノ工事ニ奉仕セリ

(ニ) 修学旅行ノ際特ニ左記ノ神社ニ参拝ス

内宮、外宮、橿原神宮、桃山御陵、北野神社、二宮神社、松陰

神社等

(ホ) 以下略

二、現代思想善導ノタメ左ノ方法ヲ執ル

(イ) 略

(四)職員ノ思想統一ノ一助トシテ左ノ事ヲ行フ

職員中ニ委員ヲ設ケテ我ガ国体ノ特色我ガ大日本帝国ノ世界ニ於ケル地位ト使命及国民ノ覚悟、国家ノ概念国家ト個人、国家ノ目的、国家主義等ノ題下ニ各其ノ意見ヲ記述セシメ之ヲ職員會議ニ於テ発表セシメ互ニ意見ヲ交換セリ

(五)修身教授ノ際機會ヲ捉ヘテ現代思想ヲ批判指導スルハ勿論、歴史、国漢文、法制經濟ヲ授クル場合ニ於テモ其ノ指導ニ勉ム特ニ四年生ニハ修身科ノ時間ヲ割キデモクラシー問題ニ関シ学校長自ラ数時間ノ特別教授ヲナス

(六)生徒ニ読マシム可キ新聞雑誌ハ舎監之ヲ検閲ス

(七)以下略

本校生徒ノ思想行動ニ於テ時勢ノ影響ヲ受ケタリト認メタル事項

一 彼等ガ自己ノ権利ト思惟スルコトハ従前ニ比シ遠慮ナク主張シ要求スル元氣ハ高マリタルモ(殊ニ多勢ヲ恃ミテ)義務責任ヲ重ンズル道念ハ反テ幾分減ジタリト認ム

二 自己内部ヨリノ要求ヲ重ンジ己ガ長所美質ヲ發揮セントスルノ氣風(例ヘバ自己ノ長所ト認ムル各科ヲ特ニ勉強スルガ如シ)ノ高マリタルハ宜シキモ動トモスレバ一方ニ偏シテ他ヲ輕視スルノ弊ニ陥ルノ虞ナキニアラズ

三 従来ニ比シ活氣ヲ増シノビノトシ且漸ク社会化シ来レルハ宜シキモ慎重ノ態度ヲ欠キ長上ヲ尊敬スルノ道念ハ幾分薄ラギタルヤノ感アリ

要スルニ現代思想ノ影響スル所長短共ニ在リ過渡期ニ在リテハ止ム

ヲ得サル可シ此所思想ノ善導宜シキヲ得バ漸ク中止ヲ得テ善良ナル發達ヲ遂ゲシムルヲ得ベシト信ズ而シテ是教育者ノ重大ナル任務ナリトス

とあり、国民教育の本拠である師範学校にふさわしく、文部省の意向が忠実に具現化されている。

文部当局の意図する国民の教化政策は、学校教育の改革によるだけでなく社会教育においても推進された。既に、大正四年に『青年団ニ関スル内務・文部共同訓令』第一次訓令に於て「抑々青年団ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル国民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニ在リ随テ団員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ体シ品性ノ向上ヲ図リ体力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル知能ヲ研キ剛健勤勉克ク国家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ属ス」……と説き、大正七年の第二次訓令では「今や世界戦乱ノ衝動ハ汎ク精神上並經濟上ノ各方面ヲ掀盪シ殊ニ国民思想上ノ刺激ニ至リテハ一層深甚ナルモノアラムトス願フニ此ノ曠古ノ変局ニ処シテ嚮フ所ヲ誤ラズ更ニ戦後激甚ナラムトスル國際ノ競争ニ応シテ帝國ノ基礎ヲ堅実ニシ毅然トシテ其ノ重キヲ中外ニ為サシムルモノ国家活力ノ源泉タル青年ノ努力ニ待ツ所多シ之ヲシテ益國体ノ精華ヲ尊重シ心身ヲ研磨シテ将来更ニ規模ノ大ヲ加フヘキ実務ノ負担ニ堪ヘルノ力ヲ涵養セシムルハ刻下最要ノ先務タリ……」として「青年団の官製指導⁽²⁵⁾」を強化し、青年の思想悪化を防ごうとした。臨時教育會議は諮問第八号に対する答申(通俗教

育ニ関スル件）（大正七年一二月）に於て「出版物ノ取締ニ関シ一層ノ注意ヲ」すべきこと述べながらも「善良ナル読物等ノ供給ヲ豊ニスルヲ積極的施設ヲ為ス」ことよつて、健全なる思想を振作すべきと述べている。この臨時教育會議の答申に答え、文部省は後に、通俗教育(26)に関する施設の計画・実行の任に当る専任事務官をおき具体化している。

青年対策はこのように、官製指導により、さらに組織的となり青年の非政治化に努めた。実業補習学校の教育についても文部省は、職業についての知識技能のみならず、公民として心得べき事項を授ける「公民教育」を重視する政策を強化した。

このような青年教育に対する教化政策は、必ずしも政府の意図どおりに進展したのではなかった。ここでも大正デモクラシーの思潮は青年たちに自らの力で青年団を運営しようとする動きをおこさせていた。彼らは読書会を開いたり、また講演会・講習会を自主的に開催するなどして、自由で活気ある学習活動を行なった。これらの青年団のなかには、反体制運動を展開し、社会変革につながる活動をするものもあった。

大正七年の東大新人会の結成は、東京の各大学専門学校及び各地の官立高等学校の学生生徒の間に大きな影響を与え、各学校に学生団体がつくられ、わが国の学生思想運動は急速に発展した。民主主義の擁護を眼目として起された新人会を中心とする学生思想運動が次第に社会主義運動へと発展していったのは、ロシア革命の影響にもよるが、それよりも更に重要な原因は、日本の社会自体が内にはらんでいた政治的、経済的諸矛盾であった。

学生団体は、労働団体や社会主義各派との連合提携の下に、より大きな規模での運動を展開し、大正十一年に「学生連合会」を成立させた。

このことにより学生思想運動は急激に発展し、大正十五年、治安維持法違反のかどで、運動の中心をなしていた者が大量に検挙された「京大生事件」まで、活発な運動を続けた。(27)

社会主義思想が知識階級、学生、そして労働者、農民の間にも広まってゆく社会情勢は、支配層に危機意識を深め、大正十二年の『国民精神作興ニ関スル詔書』となって表われたものといえる。これ以後の文教政策は「思想善導」、「精神作興」が基本方針となり、社会教育の指導理念となった。

六 教育の軍国主義化

日露戦争の勝利によって、日本が大陸に確呼とした地歩を占め、帝国主義国家にのしあがると、軍部は軍備拡張を指した。しかし、そのためには日本の経済力は余りにも脆弱であった。さらに第一次大戦を経験した軍部は、「欧州戦争が吾々に教えたところの第一は、今後の戦争というものは、これまでと異つて、単に軍隊と軍隊、軍艦と軍艦との戦いというようなものでなく、国民全体の戦争であるということである。軍隊や軍艦は只戦争の火蓋を切るだけである。一旦火蓋がきかれてから後は、もう国民全体の戦争である。軍隊が活動する、軍艦が活動する、それをもつて戦争だと思つて居ては大なる間違ひである。国民の凡てが有らん限りの体力と能力と財力をしほつて最後まで戦うのが此れからの戦である」(28)という予想から、平時における大量の常備軍の維持よりも、

近代化された装備の軍隊と戦時に動員可能な大衆軍創出の方策を考えるようになった。

このため、青年指導や青年団組織の必要を強調し、更に軍事教育の基礎は小学校教育から始めるべきであると主張するに至るのである。臨時教育会議における『兵式体操振興ニ関スル建議』はまさにその表われであり、会議の精神は、国民教育体系を軍国主義的に再編成し、「学校教育↓青年教育↓軍隊教育↓在郷軍人会⁽²⁹⁾」という国民皆兵の実を上げるところにあったといえる。殊に青年期について、田中義一著『欧州大戦の教訓と青年指導』に「青年にとっては、義務教育を終えて後、軍隊教育を受けるまでの期間が最も誘惑に陥り易く、精神上においても最も不安心な時期にあるから、この期間を利用して、軍隊精神である協同、服従規律の精神を以てかれらの精神を陶冶し、知らず識らずの間に、かれらの単純な頭に忠君愛国の思想を力強く吹き込み、日本魂の根柢を立派に培うに努めるといふことは、要するに堅固なる国民精神を鍛錬し、健全なる国民思想の統一を謀るといふことに外ならぬからである」と、青年⁽³⁰⁾に対する教育、指導の進むべき方向を主張している。また、『軍隊教育と国民教育』に於ては、「……軍隊精神である協同、服従、規律といふこの徳義心を涵養することが軍隊教育において最も大切なことであり、それがまた国民教育の信条であろうと考える。ここにおいて軍隊教育なるものと国民教育なるものとは、唯その場所や形式が違うだけで、その意義において徹底的に一致して居るものである。……そこで、今日は小学校の義務教育を終り、更に青年団の社会的教育を受けて、そうして軍

隊の方にそれを御引受けをして最終の教育を施すという順序であります。出来栄と云うものは実に貴君方の提供して下さる学校に於てなり、若くは青年団に於てなりの御教育御指導の効果如何に大なる関係を有し、畢竟軍隊の強弱ということは一面に貴君方の御努力をまたなければならぬというような関係になるのであります。免に角小学校教育、青年団の社会教育、軍隊教育、此筋目が一貫して居らなければ決して偉大な国民教育の効能を發揮することが出来るものでない。是において良兵は良民でなければならぬという趣意も、国民教育ということと軍隊教育というものは離るべからざる関係にあるということも、また在郷軍人会に於て特に貴君方の御協力を冀うということも此意味に於て御了解下さるようお願いいたします⁽³⁰⁾」と述べている。ここには、教育の最終目的は良兵の養成であり、学校教育社会教育はその基礎であり過程であるのであつて、国民教育は軍隊教育の目標に沿うべきものという考ええが示されている。このことは次の言にも更に明瞭に表われている。

「教育界及び中流階級以上に在る者の思潮は、動もすれば我が国教育の大本を離れて、或は英米の学風を偏重し、或は独逸式に心酔し、更に又官立と私立と相對峙して学校教育の思想を異にし、教育の方針終始一貫せず教育勅語の御趣旨は、中学程度以上の学校に於て甚だしく徹底せざるの感あり。従つて是等諸学校の教育は、軍事と其の連繫を失い、国民皆兵の本義貫徹せざるのみならず、軍隊教育の根本方針と相背馳するの傾向なしとせず」と中等教育以上の学校教育の現状を批判し、軍隊教育に沿うよう学校教育の改革を主張している。

以上のように軍部の軍事的観点に立った危機感が教育政策を指導し、軍国主義に向かわせたことが明らかである。

これを受け継いだ宇垣一成は、より以上に教育の軍国主義化に熱意を示し、大正十三年の文政審議会において『学校教練制度』が提案され、満場一致をもって可決された。これに基いて、大正十四年四月『陸軍現役将校学校配属令』が公布され、即日実施されたのである。勿論、新聞雑誌には多くの反対論が述べられ、また学生も反対同盟を組織して運動を展開したが、これを阻止することはできなかった。

更に、国民教育に関する軍部の支配は、大正十五年に決議された『青年訓練所令』となって具体化された。この成立についても世論、農民組合、青年団は強い反対運動を示したがこれを押しきって成立させている。

ここに昭和軍国主義教育の基礎がつけられた。

七 七 七 七 七

以上みてきたように、大正デモクラシー期における文教政策は、天皇制イデオロギーを奉じる国家至上主義に立ち、忠君愛国の国民道徳を、あらゆる組織手段を用いて国民にたたき込み、忠良なる臣民をつくり、帝国主義を押し進めることにあったといえる。従って当然の帰結として、この文教政策に反する思想・運動はすべて国体を危うくし、社会の秩序を紊すものとして抑圧・弾圧している。

大正デモクラシーが、この抑圧・弾圧によってたあいもなく踏みつぶされた。明治と昭和の谷間に咲いた徒花とみられる弱さのあったこと

も事実であろう。大正デモクラシーのチャンピオンといわれる吉野作造は、論文『憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず』において、政治上、一般に民衆を重んじ、その間に貴賤上下の差別をせず、しかも国体が君主制にせよ共和制にせよいずれにも通用する主義が「民本主義」である。「民主主義」という語には主権在民の意味がふくまれていたので、君主国日本には適しないとして、「民本主義」を主張している。このような考えは当時の多くのデモクラシー論も同様であり、主権在民の民主主義にまで発展しなかったのである。⁽³¹⁾

このことは、当時の民主主義的な思想をもつ知識人達は、国体・皇室をどううけとめていたか、ということである。一例として、和辻哲郎の『民主主義哺育の二法』という一文をみると、

「——民本主義の健全な発達のためには、これを国体の問題から引き離さねばならない。民本主義が国体にとって危険だという無理な考え方が政権側にある限りは、民本主義の穏健な発達は望めない。民本主義という、それ自体危険ならざる思想を防圧するために、危険なる無理解の旗印として皇室を利用するのは不当である。それは皇室を私することになる。だが、民本主義こそ実は皇位の永続の保証である。皇室の歴史は、たとえば天照大神が出雲出征のことを議するにあたって自らの意志を発表せずして一に八百万神の衆議の定まるところに従ったごとく、民本主義の精神によって貫徹されている。皇室は神話時代からすでに民本的であった。民本主義は国体に危険であるところか、むしろ国体の精華である。だから、いま必要なことは、民本主義を国体問題の不当な抑圧

から引き離して、むしろ積極的に徹底的にこの思想を国民に吹きこむことである。民本主義を危険ならしめるのは、民衆の運動ではなく、政権側の無理解である」⁽³²⁾。

と述べていることから、大正デモクラシー、そして民本主義の限界を知ることができる。

新教育運動は、教育界におけるデモクラシーの最も高まりを示した動きであったが、この運動にしても、内在するブルジョア的性格による限界があった。下中弥三郎は大正十二年に『万人労働の教育』と題する著作の中で、新学校の教育について「これ等の新しい教育方法は、概ね金にあかしたやり口であって、云わば贅沢学校のやり口である。一般学校に採用する方法としては費用の点に於てまづ困難と見ねばならぬ。これ等の新しい教育方法は、その精神に於て貴族的である。単に行ふことによつて学ぶのが最も確実だということ及び労働の体験を得させておくというのが主となつてゐて、よき労働者を作らうとするのでは勿論ないのである」、とそのブルジョアの性格を見抜いていた⁽³³⁾。

第一次世界大戦以後のデモクラシーの高まり、そして社会主義思想のひろまりは、支配層に、思想弾圧を強めさせたことは、これまでみてきた通りであるが、「京大学生事件」以後の弾圧は、思想運動の中心分子に対し、厳しい処分となり、左翼思想団体・自治団体の解散をもたらしたし、これに代つて、愛国主義的団体及び思想運動が盛んになり、やがて右翼団体が結成されてゆく。

多くの自由主義者・社会主義者達は、その活動してきた教育機関・ジ

ヤーナリズム・官庁その他あらゆる職業の領域から追放され、左遷され、または軍国主義に転向させられたのである。

大正末から昭和初期にかけての学校教育の実状はどんなものであったか、昭和六年に日本に来て、入念に各方面の教育を視察したアメリカ人カールトン・ウォッシュバーンは、『天皇の知らしめず日本の教育』という一文の中で、大要次の如く述べている⁽³⁴⁾。

「日本は西の世界との接触によつて、その外形にこそ大変化があったものの、日本文化の根底をなすものは一定不変だ。皇族、天皇及び国民の神道的考え方が、いつまで日本人の生活及び思想の特質をなしているかは、吾々には想像はつかないが、しかし今日の処では、それが即ち日本の教育の中心勢力をなして、最も進歩した教育的思想を持つ指導者と雖も、正にその通り考えている。

国際観念の養成や、国際道徳の精神を養成しようとする努力はあるが、しかし国家主義的愛国心をそれと置きかえろとか、或は国家主義的愛国心を無くしてしまうとかいう事は、夢にも考えられていない。それは唯日本国民が、小さく固まつて、他の世界各国に対する名誉や威信を保つ關係から唱えられるものに過ぎない。

故にたとえ如何に西洋——概してアメリカの形式に抛り、ドルトン・プランやプロジェクト・メソッドを採用した処で、日本の教育はその根柢がしっかりと保守的に出来上っている。即ち皇祖皇宗の子孫たる一大家族として、天津日嗣たる天皇によつて治められる処の日本の現在の社会機構をそのままに保存せんとする教育に外ならない」。

外国人の眼がとらえた日本の教育の姿の中に、大正デモクラシー期における文教政策の結果の一面を見ることができるとはならないだろうか。

〔註〕

- (1) 松尾尊兌「大正デモクラシー」(日本歴史叢書)
- (2) 青地晨「あゝわが青春の大正の文化」(流動一九七四年臨時増刊号)
- (3) 前掲(1)に同じ
- (4) 井上清「大正デモクラシーの時代」(流動一九七四年臨時増刊号)
- (5) 鹿野政直「大正デモクラシーの底流」
- (6) 宮原誠一・丸木政臣・伊ヶ崎暁生・藤岡貞彦「資料日本現代教育史」
- (7) 大河内一男・海後宗臣・波多野完治「教育学全集 3」(近代教育史)
- (8) 「創立六十年」(東京文理科大学・東京高等師範学校)
- (9) 「創立六十年青山師範学校沿革史」
- (10) 石戸谷哲夫「日本教員史研究」
- (11) 今井清一「大正デモクラシー」(中央公論社 日本の歴史23)
- (12) 太田雅夫「大正デモクラシー研究」
- (13) 久保義三「日本ファシズム教育政策史」
- (14) 相沢熙「日本教育百年史談」
- (15) 前掲(6)に同じ
- (16) 前掲(13)に同じ
- (17) 前掲(14)に同じ
- (18) 前掲(7)に同じ
- (19) 前掲(13)に同じ

- (20) 前掲(11)に同じ
 - (21) 前掲(7)に同じ
 - (22) (23) 前掲(13)に同じ
 - (24) 前掲(10)に同じ
 - (25) 前掲(6)に同じ
 - (26) 前掲(6)に同じ
- 明治以来、実業補習学校と青年会などの勤労青年の教育および図書館や博物館の設置とその事業などを通俗教育と呼んだが、大正十年に「社会の状態を健全ならしめる」という意図をこめて「社会教育」と改めた。
- (27) 文部省「学制八十年史」
 - (28) (29) (30) 前掲(13)に同じ
 - (31) 前掲(4)に同じ
 - (32) 久野昭「西田幾太郎と大正の青春」(流動一九七四年臨時増刊号)
 - (33) 前掲(7)に同じ
 - (34) 前掲(14)に同じ